

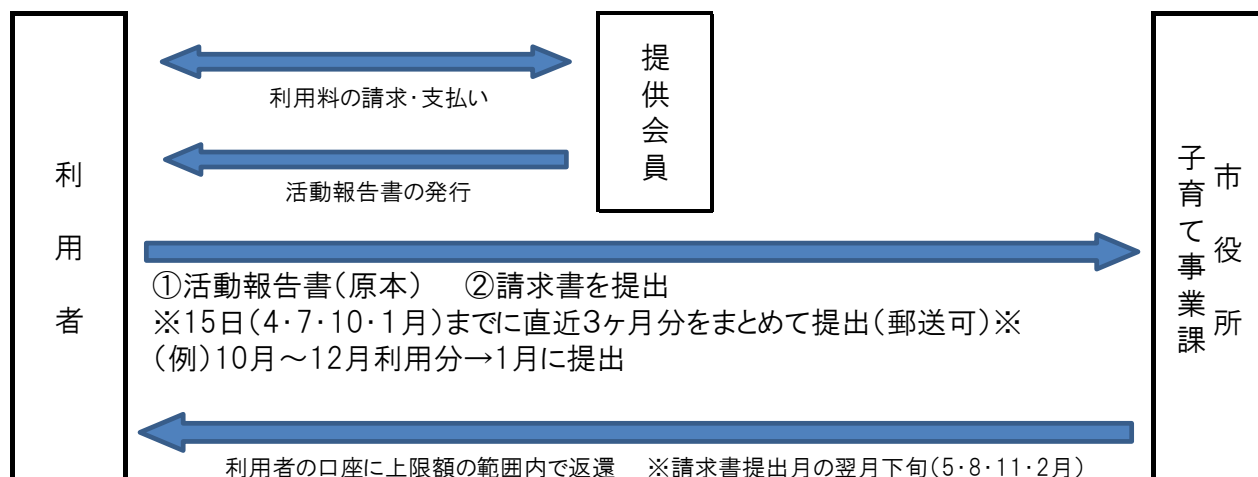
ファミサポ利用料の請求方法について

幼児教育・保育の無償化による「ファミリーサポートセンター等利用料」については一度提供会員にお支払いいただき、後日市から利用者へ返還となります。無償化の対象となる方は、以下の手順で市役所に請求して下さい。

※幼児教育・保育の無償化の対象者となるためには、保育の必要性の認定を受ける必要があります。

利用・請求の流れ

<ファミサポ利用料(償還払い)>



※ファミサポの他に、認可外保育施設や一時預かり事業を併用して利用している場合は、認可外保育施設等で、請求書等の提出書類のとりまとめを行っている場合があります。その場合は、ファミサポの利用料分も含めて、認可外保育施設等に、提出書類を提出期限の15日(4・7・10・1月)までに提出して下さい。

提出書類

- ① 活動報告書(原本) ※1
 - ② 施設等利用費請求書(償還払い用) ※2、3
- ※1 活動報告書は提供会員が発行します。
※2 請求書の様式は市HPからダウンロードして下さい。
※3 請求書は活動報告書の情報をもとに作成してください。

提出期限・支払いなど

下表のとおり、支払いは年4回です。利用月の区分どおりに請求してください。請求が遅れた場合は、次の区分で請求してください(1枚の請求書で3か月分の請求が可能)。

区分	利用月	市への提出期間	支払日
①	4・5・6月	7月1日～15日	8月下旬
②	7・8・9月	10月1日～15日	11月下旬
③	10・11・12月	1月1日～15日	2月下旬
④	1・2・3月	4月1日～15日	5月下旬

※書類提出期限が土日祝の場合は翌営業日とします。

《問い合わせ先》

枚方市 子ども青少年部 子育て事業課

TEL:072-841-1471(直通) FAX:072-841-4319

住所:〒573-8666 枚方市大垣内町2丁目1番20号